

## REAL 3DMAP YOKOHAMA 使用許諾

REAL 3DMAP YOKOHAMA（以下「本データ製品」といいます）のご使用にあたっては予め本契約の内容すべてに同意頂く必要がございます。初めて本データ製品をご使用になった時点で本契約の内容すべてに同意頂いたものと致します。必ずご使用前にお読みになり内容を十分ご理解の上、本データ製品をご使用下さい。お客様（以下、「甲」といいます）と株式会社キヤドセンター（以下、「乙」といいます）は、本データ製品の使用について次の通り契約を締結します。

### 第 1 条（定義）

本契約において、本データ製品とは、乙の提供する三次元デジタル都市地図データを基に、テクスチャ素材を加え、高架物及び樹木を付加したモデルデータの総体を指します。

### 第 2 条（著作権等）

本データ製品に関する著作権、使用許諾権は、乙及び乙の共同制作者並びに各データ提供元に帰属します。

### 第 3 条（使用許諾範囲）

1. 甲は、本データ製品の使用について、目的、用途、範囲等を事前に乙に申請し、本データ製品の使用許諾を得るものとし、乙は、甲に対して指定された使用環境において、非独占的かつ譲渡不能な使用権を付与します。使用権の許諾範囲は裏面記載のとおりとします。
2. 本データ製品における形状の改変、看板等のテクスチャ使用及び変更・加工使用に伴う当該権利者との権利処理については、甲の責において確認を行うものとします。

### 第 4 条（不正行為の排除）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は直ちにこれを拒絶するものとします。

1. 乙の許可なく二次的使用、第三者へ使用、転売、配布、譲渡、転貸行為
2. 誹謗中傷を目的とした、または伴った行為
3. 乙が公序良俗を害すると判断する行為
4. 法令違反、及び乙が反社会的と判断する行為
5. 個人、団体の権利及び尊厳、名誉等を毀損、侵害する恐れのある行為

### 第 5 条（瑕疵担保責任）

1. 乙は、本データ製品が甲に納入された後 30 日以内に限り、本データ製品格納媒体に物理的な瑕疵がある場合、その取替えに応じるものとします。
2. 乙は、本データ製品が甲の使用目的に適合すること、また、本データ製品が高さ精度、平面精度、建物形状、テクスチャ外観等において実際の地形及び地物と完全に一致することを保証するものではありません。
3. 本契約で甲が申請する目的や用途等を逸脱した使用での不具合について、乙は何らの責任も追わないものとします。
4. 乙は、本条に定める以外、何ら責任を負わないものとします。

### 第 6 条（知的財産権）

乙の提供する本データ製品の著作権は乙が所有し、甲は乙より提供を受けた対象製品が著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されている著作物であることを確認するとともに、対象製品の使用権を著作権法の定めるところに従って行使しなければなりません。

### 第 7 条（著作権の表示）

甲は甲が作成した対象製品又は関連資料の複製物、改変物、それらの記録媒体、パッケージその他のものに乙が指定する著作権表示その他の権利表示を表示するものとし、表示方法については、甲乙間で協議の上定めるものとします。

©REAL 3DMAP YOKOHAMA

### 第 8 条（解除）

甲が本契約のいずれかの規定に反し、乙が 10 営業日の猶予期間をもって催告したにもかかわらず、なお違反が是正されないときは、本契約は終了したものとし、甲は直ちに次の措置をとるものとします。なお、本データ製品格納媒体又は関連資料の複製、改変、加工等がある場合についても同様とします。

1. 乙の指示による本データ製品格納媒体及び関連資料の廃棄または返還
2. 本データ製品をインストールしたハードウェアの記憶装置からの消去

#### 第 9 条 (損害賠償)

甲の責に帰すべき事由により、乙が被害を被った場合、甲は乙に対し、その損害を賠償するものとします。

#### 第 10 条 (準拠法及び合意管轄)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、日本国法に準拠するものとし、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 11 条 (協議)

本契約に関して疑義が生じた場合、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、これを協議し、解決するものとします。

2020 年 12 月 15 日制定

株式会社キャドセンター